

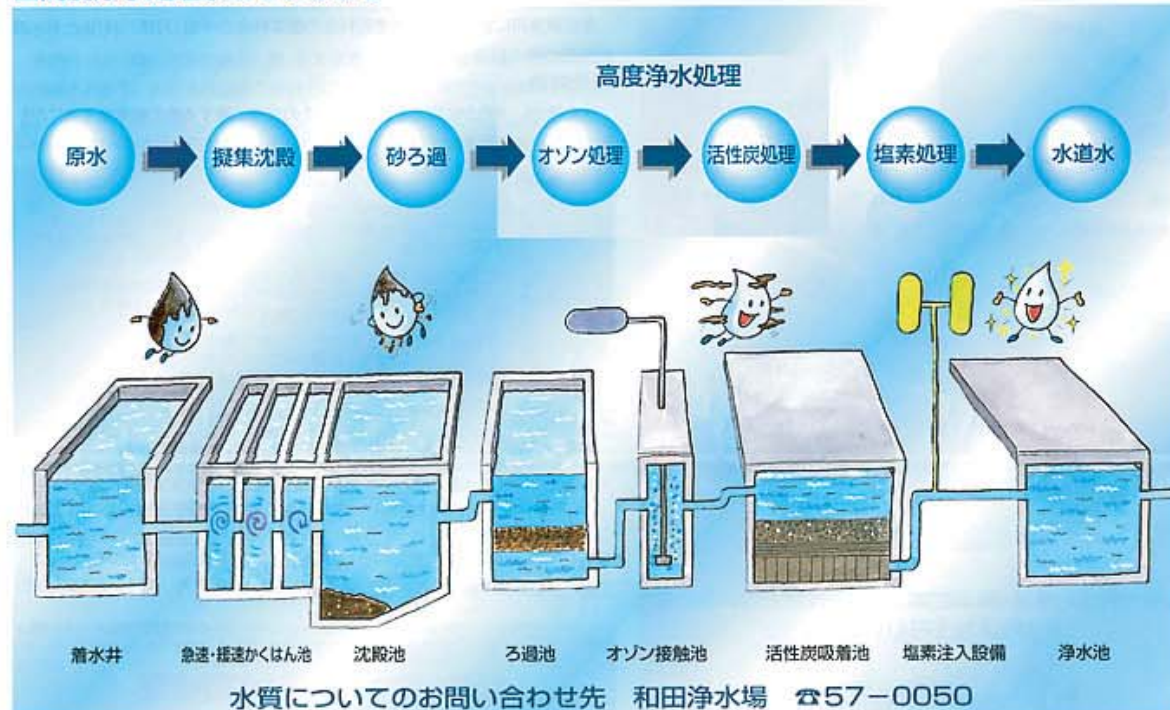
高度浄水処理水の供給が開始されます

和泉市では、市民の皆さんに供給する水量の約70%を大阪府営水道から受水しています。

府営水道は琵琶湖を主な水源とする淀川で取水し、村野浄水場（枚方市）で飲料水にしていますが、近年琵琶湖の富栄養化にともなうカビ臭や水道水をつくる過程で生成されるトリハロメタンなどが問題となっています。

そこで、より安全で良質な水道水を供給するため、従来の方法にオゾン・活性炭処理を加えた高度浄水処理施設を完成させ、7月から供給を開始することになりました。これにより夏場のカビ臭がなくなるほか、トリハロメタンも約3分の1に低減されます。

■高度浄水処理水のできるまで



募集 第3回施設見学会

現地で学ぶ 高度浄水処理水

夏から供給される高度浄水処理水の処理工程を見学し、皆さんの生活に欠かせない水道についてもう一度考えてみませんか？

当公社では、ご好評いただいている「水道施設見学会」第3回を開催します。



日 時 平成10年9月9日（水）7時30分～17時00分予定
見学場所 大阪府水道部 村野浄水場・高度浄水処理工程池
水のめぐみ館 アクア琵琶湖琵琶湖の歴史や水利用の展示
参加資格 市内在住の女性
全行程バス移動、見学は徒歩となりますので健康な方。
また、以前に参加されている方のご応募はご遠慮ください。
定 員 40名
参加費 1人 1,000円
昼 食 主催者で用意します。
応募締切 7月10日（金）
応募方法 ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号と水道についてのご意見や感想を記入のうえ、お申し込みください。
申 込 先 〒594-0041 和泉市いぶき野五丁目4番11号
（株）和泉市公共サービス公社
応募者多数の場合は、当公社にて抽選のうえ、全員に結果を通知します。
主 催 （株）和泉市公共サービス公社
共 催 和泉市水道部

水道料金は便利な口座振替をご利用ください

いずみし

すいどうだより

No.4

1998.6.1

●監修 和泉市水道部
●発行 （株）和泉市公共サービス公社
TEL.0725(57)3211
FAX.0725(57)3277

4月から 水道工事業者制度が変わりました

国が進めています規制緩和の推進策として水道法が改正され、今年4月から今までの「公認業者制度」から「指定工事業者制度」へと変わりました。



公認業者

4月から

指定工事業者

本市の定めた要件を満たす
工事業者を公認する制度

全国一律の要件を満たす
工事業者を指定する制度

指定工事業者とは、全国一律の要件を満たし市が指定した業者をいいます。皆さんが給水装置の工事をするときは、「本市の指定」する指定工事業者であれば、どの業者でも発注できます。また、給水装置に使用する器具などについても、国が定めた基準に適合したものであれば、自由に選択で

ます。このことにより、今後、工事業者や給水器具などの選択の範囲が広がることになりますが、その一方で、市民の皆さんの自己責任も増すことになります。工事業者や給水器具などの選択に当たっては、十分確認されるようお願いいたします。

給水装置

●一戸建住宅などの直結方式の場合



●マンションなどの受水槽方式の場合



■和泉市指定工事業者

（平成10年5月1日現在）

業 者 名	住 所	TEL
佛 伯 太 工 業 所	和泉市伯太町五丁目28番20号	0725-41-2228
田 中 電 気 水 道 工 材 販	和泉市基の葉町417番地の1	0725-41-0879
朝 鈴 水 道	和泉市伯太町四丁目15番109号	0725-41-1664
白 樫 設 備 工 業 有 限 公 司	和泉市井ノ口町3番6号	0725-41-0888
藤 田 水 道 商 会	和泉市弥生町二丁目24番5号	0725-41-0486
山 口 電 気 水 道 商 会	和泉市唐国町533番地の5	0725-54-1704
三 栄 電 気 水 道 商 会	和泉市内田町13番地の1	0725-54-0144
御 新 陽 電 機 水 道	和泉市松尾町144番地の3	0725-54-0300
高 田 水 道 商 会	和泉市内田町555番地の1	0725-54-0009
田 中 設 備 工 業 有 限 公 司	和泉市父兄町206番地	0725-99-0222
三 林 設 備 有 限 公 司	和泉市三林町25番地の1	0725-55-0246
奥 川 本 水 道 工 業 有 限 公 司	和泉市上町95番地	0725-41-1460
西 本 設 備 有 限 公 司	和泉市東阪町390番地の1	0725-44-0120
奥 田 設 備 有 限 公 司	和泉市国分町682番9	0725-92-2577
寺 田 設 備 有 限 公 司	和泉市のぞみ野一丁目12番32号	0725-56-5255
岡 本 設 備 有 限 公 司	和泉市北田町348番地の1	0725-92-1121
三 井 鉄 工 設 備 有 限 公 司	和泉市三林町1130番地	0725-55-0261
横 尾 水 道 設 備 有 限 公 司	和泉市仙道町515番地	0725-92-1917
奥 竹 内 設 備 有 限 公 司	和泉市幸一丁目7番10号	0725-45-2060
奥 田 設 備 有 限 公 司	岸和田市阿間河町8番地	0724-26-6441
奥 田 設 備 有 限 公 司	堺市永代町五丁目1番10号	0722-21-7854
山 本 配 管 設 備 工 業 有 限 公 司	岸和田市土生町960番地の2	0724-28-0123
ミドリハウス工業株式会社	高石市取石一丁目14番13号	0722-73-0561
外 村 水 道 工 務 有 限 公 司	泉大津市戎町8-2	0725-21-9872
ミカド設備工業株式会社	高石市千代田三丁目3番22号	0722-62-2380
株式会社インコーポレーション	和泉市唐国町512番地の1	0725-53-0573
奥 府 中 公 共 セ ン タ ー	泉大津市東豊中三丁目19番1号	0725-41-5862
南 海 互 新 開 発 有 限 公 司	岸和田市土生町1560番地の1	0724-26-3551

6月1日～7日 第40回水道週間 「水道で今日も安心水ある暮らし」

平成10年5月分から水道料金が変わります

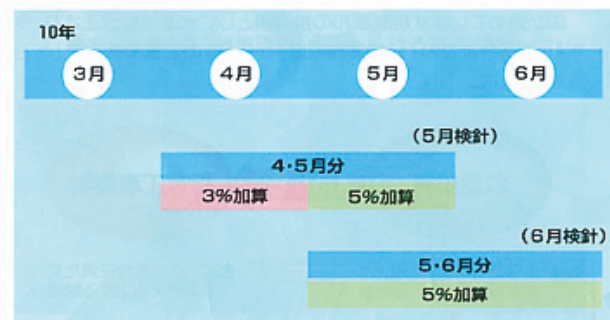
昨年4月に消費税率（地方税含む）が3%から5%に引き上げられましたが、市では市民生活への影響に配慮しつつ、応分の負担をいただくため1年間だけ3%加算していましたが、平成10年5月分として徴収する水道料金から5%加算させていただきます。水道部では、引き続き経営の効率化と市民サービス向上に努めますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

新しい料金の適用

平成10年5月分から5%加算いたします

水道部では、水道メーターの検針を奇数月検針地区と偶数月検針地区に分けて行っています。

奇数月（5月）検針地区の皆さんは、使用水量の半分の料金が3%、残り半分に5%加算されます。また、6月以降の検針分については、すべて5%加算されます。



新しい料金の計算方法

平成10年5月分以降の計算方法は

水道料金＝（水道使用料金＋メーター使用料）×1.05

表-1

表-2

※1円未満の端数は切り捨て

<表-1 水道使用料金>

事業別	用途および 口 径 別	2 カ 月 分 料 金		
		メーター口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)
和	一 般 用	25mm以下	20m ³ まで 1,800円	21m ³ ～ 40m ³ 130円 41m ³ ～ 60m ³ 150円 61m ³ ～100m ³ 170円 101m ³ 以上 220円
	口 径 別	40mm	4,000円	1m ³ ～ 40m ³ 130円
50mm		7,000円	41m ³ ～ 60m ³ 150円	
75mm		20,400円	61m ³ ～100m ³ 170円	
100mm		38,600円	101m ³ ～200m ³ 220円	
150mm以上		98,000円	201m ³ ～400m ³ 240円 401m ³ 以上 260円	
泉	湯 屋 用	—	400m ³ まで 24,000円	401m ³ 以上 110円
	福祉施設用	—	200m ³ まで 12,000円	201m ³ 以上 110円
上	共 用	25mm以下	20m ³ まで 1,400円	21m ³ ～ 40m ³ 110円 41m ³ 以上 130円
	連 用	25mm以下	20m ³ まで 1,800円	21m ³ ～ 40m ³ 130円
41m ³ ～ 60m ³ 150円				
61m ³ ～100m ³ 170円				
101m ³ 以上 220円				
水	臨 時 用	—	20m ³ まで 8,000円	21m ³ 以上 400円
	一 般 用	25mm以下	20m ³ まで 1,800円	21m ³ 以上 60円
九 電 機	湯水道	25mm以下	20m ³ まで 1,800円	21m ³ 以上 60円

<表-2 メーター使用料>

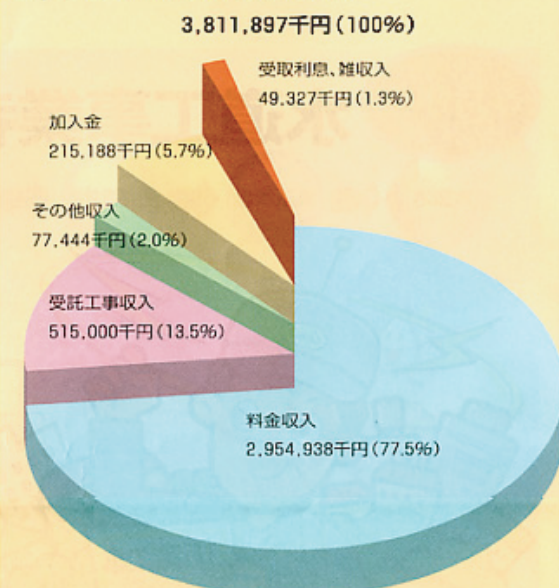
メーター口径	2ヵ月分使用料
13mm	160円
20mm	280円
25mm	320円
40mm	800円
50mm	2,000円
75mm	2,800円
100mm	4,400円
150mm	6,800円
200mm	10,800円
250mm	17,600円

例.2ヵ月の使用水量が60m³で
メーター口径が20mmの場合

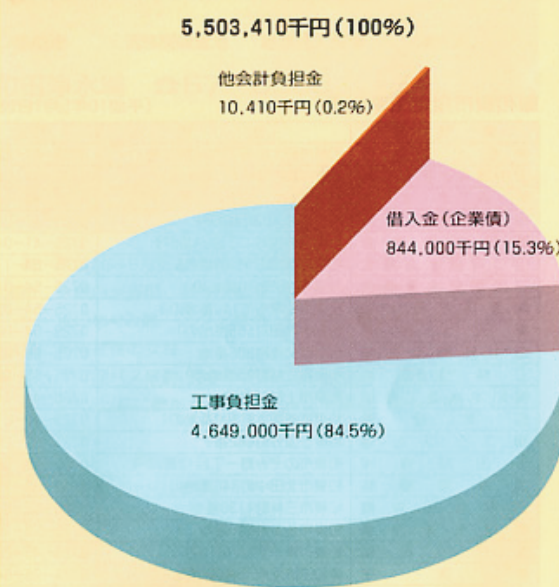
水道使用料金	基本料金 1,800円
	従量料金 5,600円
メーター使用料	280円
計	7,680円
	7,680円×1.05＝8,064円

平成10年度 予算のあらまし

■事業運営に係る収入（収益的収入）



■施設等の投資的収入（資本的収入）



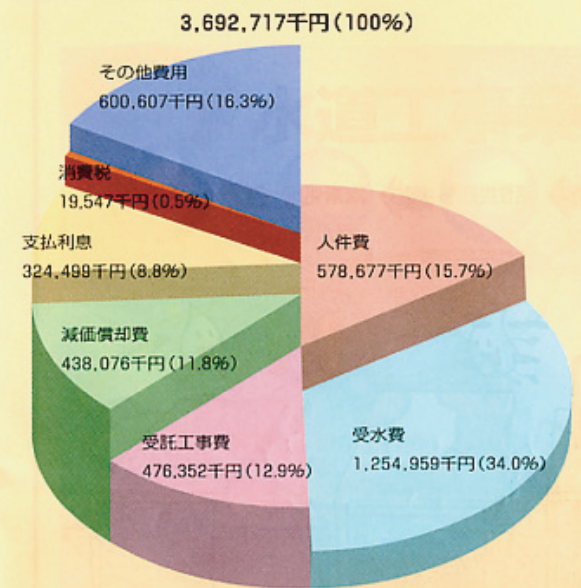
■主な建設工事等

(1) 改良工事費	1,972,139千円
送・配水管布設工事 口径75mm～700mm	18,395m他
(2) 拡張事業費	1,345,116千円
送・配水管布設工事 口径75mm～1000mm	9,481m他

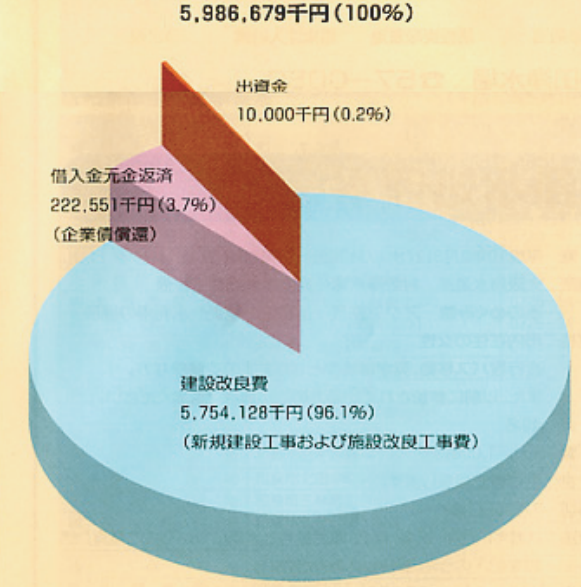
■業務予定量

①給水戸数	57,624戸
②年間総給水量	18,587,800m ³
③1日平均給水量	50,925m ³
④主要な建設改良事業（拡張事業）	1,345,116千円

■事業運営に係る費用（収益的支出）



■施設等の投資的費用（資本的支出）



(3) 中央丘陵水道施設建設事業費	2,420,028千円
送・配水管布設工事 口径200mm～1000mm	3,096m他
(4) その他	マッピングシステム用配管図作成

水道&下水道の減免範囲拡大

市では、水道使用料金と下水道使用料の福祉減免制度を実施しておりますが、6月1日から減免対象世帯のうち独居老人世帯および老人夫婦世帯を老人世帯に統合し、対象範囲を拡大します。

新たに対象となる世帯の申請については、随時受付しています。

主な改正の ポイント

満65歳以上で構成されている世帯についてはすべて減免対象となります。

減 免 額

主に家事用に使用する水道使用料金の基本料金の半額（月額450円）と下水道使用料の基本料金（月額600円）

減免対象

次の表のいずれかに該当する世帯で、その世帯に属する者の前年度所得にかかる市民税が非課税または均等割のみの世帯（生活保護世帯、市外給水世帯は除く）

対象世帯	資 格	必要書類
母子世帯	市母子家庭医療費の助成に関する条例に規定する医療費助成の対象となる人が属する世帯	児童扶養手当証書 または医療券・医療証
重度心身障害者世帯	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人の属する世帯または療育手帳A級の交付を受けている人の属する世帯	身体障害者手帳 または療育手帳
老人世帯	住民基本台帳に記載されている全員が満65歳以上の世帯（配偶者のいずれかが65歳未満であっても対象となります）	—

申 請

印鑑、お知らせカードまたは領収書を持参のうえ、水道部営業課へ

- 水道使用料金の減免を受けられた世帯は、原則として下水道使用料の減免も受けられます。（鶴山台・伏屋町の一部は異なりますので、下水道課務課へお問い合わせください）
- すでにこの制度の適用を受けられている世帯は申請の必要はありません。

問い合わせ先 ☎41-1551（代）

忘れていませんか？ 身近で大切な受水槽管理

水道の本管からいったん「受水槽」に受けられた水の安全管理は、水道法により受水槽設置管理者に委ねられています。

受水槽の容量が10m³を超えるものは、年1回以上の清掃と水質検査が義務づけられています。また10m³以下のものについても衛生上、清掃と水質検査を行う必要があります。

（株）和泉市公共サービス公社では、受水槽の「清掃等の管理状況」と「残留塩素の測定」について、無料点検サービスを順次行っています。

当公社からお伺いした場合は、ぜひご協力ください。



※受水槽のマンホールは施設を行ったうえ、雨水や汚水の浸入、ゴミや虫などが入らないよう、つねに清潔に管理してください。